

徳島市民病院面会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島市民病院（以下「当院」という。）において、入院患者の療養生活における質の向上及び尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当院は、患者と家族等の交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染上の対策及びその他医療上の必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。また、やむを得ず面会を制限した場合においては、速やかに制限を解除できるように、常に検討を行うものとする。

(面会時間)

第3条 面会時間は原則として次の時間帯とする。

- 1 平日 午後2時から午後7時まで
- 2 休日 午前10時から午後7時まで
(土・日・祝日・年末年始)
- 3 HCU、NICU、新生児室、11階病棟については当該病棟の指示に従う

(面会場所)

第4条 面会場所は原則として次のとおりとする。

- 1 個室またはデイルーム（患者の病状等によっては、病室内を可とする。）
- 2 感染対策上必要な場合は、面会場所を制限するものとする。

(面会手順)

第5条 面会は次の手順によって行うものとする。

- 1 面会者は、病棟のスタッフステーションに申し出てから面会を行うものとする。
- 2 休日の面会者は、救急外来入口より来院し、防災センターにおいて面会者名簿に必要事項の記載を行う。また、面会シールを見えるところに貼付し、病棟のスタッフステーションに申し出てから面会を行うものとする。

(面会時の遵守事項)

第6条 面会時の遵守事項は次のとおりとする。

- 1 基本事項
 - (1) 体調の悪い方の面会は避ける。
 - (2) 多数での面会やお子さまを連れての面会はなるべく控える。
 - (3) 面会時間は短時間で留める。
 - (4) 大きな声での会話や他の患者への迷惑となる行為は禁止とする。
 - (5) 院内での写真撮影や音声録音及びSNSへの投稿は禁止とする。

2 感染対策における事項

- (1) マスクを着用する。
- (2) 廊下に設置している消毒液で手指消毒を行う。
- (3) 患者の状況に応じては、特別に職員が指示を行う場合があるが、職員の指示には従うこと。

(面会の制限)

第7条 次の場合に限り、必要最小限の範囲で面会制限を行うものとする。

- 1 院内で感染症の集団発生が疑われる場合
- 2 多数の職員が感染症を発症した場合
- 3 行政機関や保健所から感染対策強化の指示があった場合
- 4 その他、院長が面会の制限が必要と判断した場合

(面会の特例)

第8条 次の場合には時間外の面会を認めることがある。

- 1 病状説明
- 2 重症患者
- 3 終末期・看取り
- 4 主治医又は病院が必要と判断した場合

(周知方法)

第9条 本規程の内容は、入院のしおり及び当院ホームページ等において、患者や家族等に周知するものとする。

(規程の見直し)

第10条 本規程は、感染状況、病院運営の状況や社会情勢の変化を踏まえ、随時見直しを行うものとする。また、本規程の制定及び改訂については、関係部署の承認を得て院長が決定するものとする。

以 上

附則

この規程は、2026年6月1日から施行する。